

[illegible]

委託番号： 七水第25-236号

設計内訳書

委託名	令和7年度 下水道管路耐震調査業務委託				事業区分 工事区分		
工事区分・工種・種別		単位	数量	単価	金額	摘要	
調査業務価格							
		式	1				
設計業務価格							
		式	1				
計							
消費税相当額							
		%	10				
合計							

内訳書 調査業務費

費 目	工 種	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 点検工	マンホール目視調査工		10	基			第1号明細書
2. 視覚調査工	本管テレビカメラ調査工	管径800mm未満	195.05	m			第2号明細書
	本管テレビカメラ調査工	管径800mm以上1500mm未満	444.12	m			第3号明細書
3. 仮設工	交通管理工		1	式			第4号明細書
	マンホール換気工		1	式			第5号明細書
	管渠換気工	対象:管径900mm	1	式			第6号明細書
4. 報告書作成工	マンホール目視調査工		10	基			第7号明細書
	本管テレビカメラ調査工	管径800mm未満	195.05	m			第8号明細書
	本管テレビカメラ調査工	管径800mm以上1500mm未満	444.12	m			第9号明細書
直接作業費計							
共通仮設費		率計上	1	式			
		共通仮設費計					
純作業費			1	式			
現場管理費			1	式			
作業原価							
一般管理費			1	式			
合 計							
調査業務費(改め)							

内訳書 設計業務費

[illegible]

第1号明細書 マンホール目視調査工

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管路調査技師			人			
管路調査助手			人			
管路調査作業員			人			
ライトバン運転工			日			第1号代価表
計						1日当り
1基当り						

第2号明細書 本管テレビカメラ調査工 内径800mm未満

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管路調査技師			人			
管路調査助手			人			
管路調査作業員			人			
テレビカメラ車運転工	直視側視式 小中口径		日			第2号代価表
計						
1m当り						

第3号明細書 本管テレビカメラ調査工(管径800mm以上～1500mm未満)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理主任技師			人			
調査技師			人			
調査技師補			人			
調査助手			人			
調査補助員			人			
テレビカメラ車運転工	直視側視式 大口径		日			第3号代価表
計						1日当り
1m当り						

第4号明細書 交通管理工

名 称	仕 様	数 量	単 位			備 考
交通誘導警備員B			人			
計						1日当り
作業日数						

第5号明細書 マンホール換気工

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発動発電機①			日			第4号単価表
送風機	軸流式 風量 50/60m ³ /min		日			
諸雑費		1.0	式			
計						1日当り
作業日数						

第6号明細書 管きょ換気工 対象:管径900mm

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
トラック運転工	2t積 110kW		日			第5号単価表
発動発電機②	10.5/13kVA 13kW		日			第6号単価表
送風機	軸流式 風量 120/144m ³ /min		日			
諸雑費		1.0	式			
計						1日当り
作業日数						

第7号明細書 報告書作成(マンホール目視調査工)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理技師			人			
管路調査技師			人			
管路調査助手			人			
諸雑費		1.0	式			
計						1日当り
1基当り						

第8号明細書 報告書作成(本管テレビカメラ調査工【小中口径直視側視式】)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理技師			人			
管路調査技師			人			
管路調査助手			人			
諸雑費		1.0	式			
計						1日当り
1m当り						

第9号明細書 報告書作成(本管テレビカメラ調査工【大口径直視側視式】)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理主任技師			人			
管理技師			人			
管路調査技師			人			
管路調査技師補			人			
諸雑費		1.0	式			
計						1日当り
1m当り						

補正步掛表

第10号明細書 管路施設耐震診断調査(詳細診断)(分流汚水のみ)

A = 1,000 m 当たり

[illegible]

【基準補正】

(1) 延長による補正	: L=639.17m	(0.826)	0.052X*0.428	(X=延長)
(2) 工法補正	: 推進工法(中大口径)	(1.190)		
(3) 作業割合	: 50%	(0.500)		

補正係数1= 1) × 3)

補正係数2= 1) × 2) × 3)

補正係数1 = 0.413

補正係数2 = 0.491

第1号代価表 ライトバン車運転工

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガソリン		7.8	ℓ			
ライトバン損料			日			
計						1日当り

第2号代価表 テレビカメラ車運転工(直視側視式 小中口径)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガソリン		36.6	ℓ			
運転手(一般)			人			
テレビカメラ搭載車損料	直視側視式 小中口径 2t		時間			
計						1日当り

第3号代価表 テレビカメラ車運転工(直視側視式 大口径)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガソリン		43.0	ℓ			
運転手(一般)			人			
本管テレビカメラ搭載車損料	直視側視式 大口径		時間			
計						1日当り

第4号代価表 発動電機運転工①

名 称	仕 様	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ガソリン		16.0	ℓ			
発動発電機損料	5kVA 6.3kW G		日			
計						1日当り

第5号代価表 トラック運転工

名 称	仕 様	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
軽油		14	ℓ			
トラック損料	2t積 110kW		時間			
計						1日当り

第6号代価表 発動電機運転工②

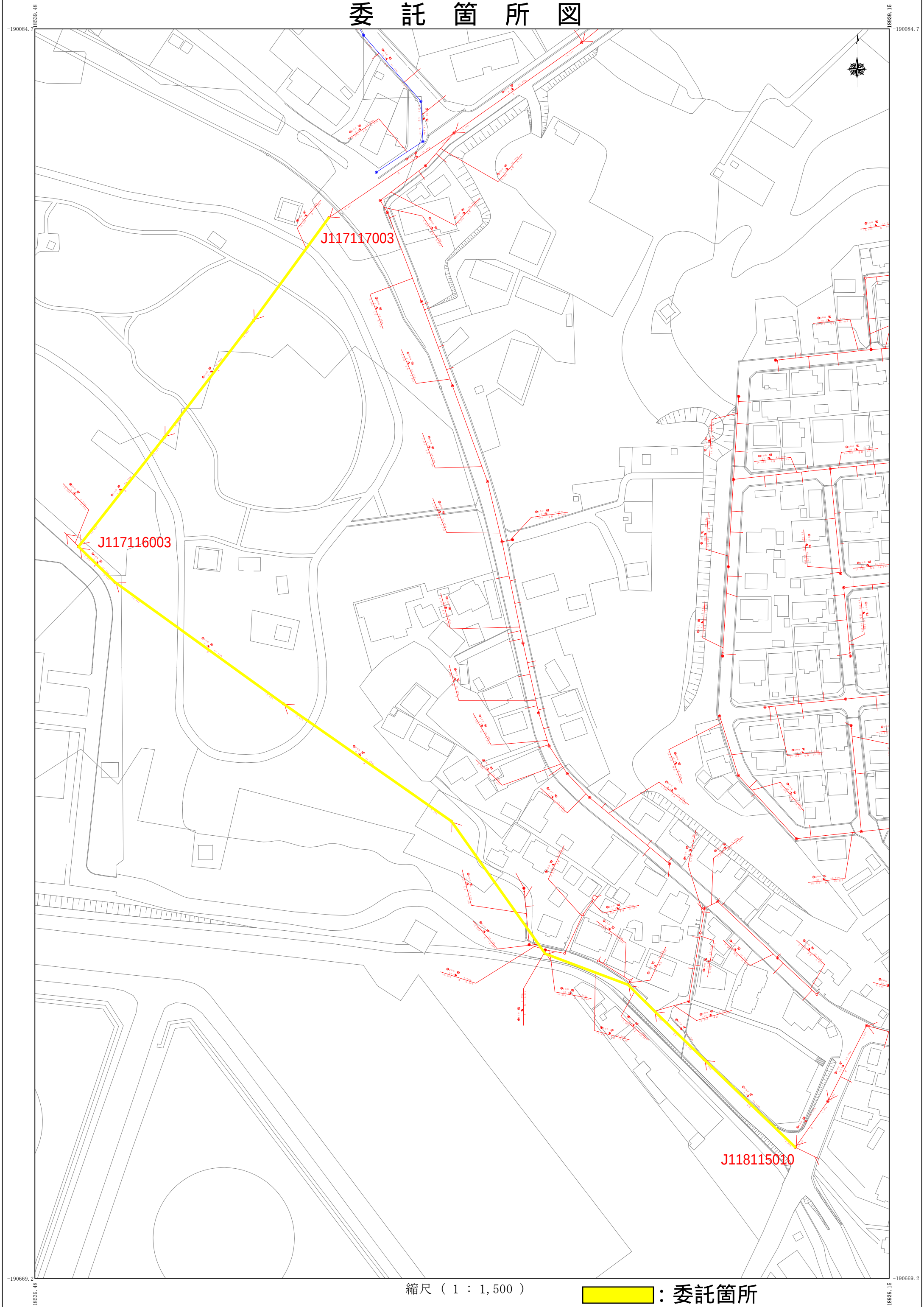
名 称	仕 様	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
軽油		15.0	ℓ			
発動発電機損料	10.5/13kVA 13kW		日			
計						1日当り



凡 例	
○	委 託 箇 所

事業年度	令和7年度	事業番号	七水第25-236号
名 称	令和7年度 下水道管路耐震調査業務委託		
図面名称	位 置 図 全 2 葉の内 1		
図面作成	令和7年度	縮 尺	S=1/100
宮 城 県 七 ヶ 浜 町			

委託箇所図

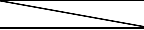
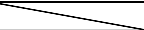
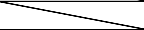
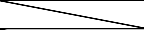
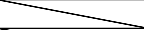
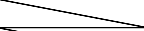
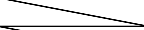
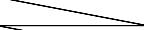
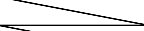


業務対象施設諸元

管 渠

施設番号	幹線・枝線区分	幹線流域	断面形状	材質	管径	延長	勾配	上流管底高	下流管底高	副管種別	上流施設番号	下流施設番号	工事年度	重要な幹線有無	処理分区	更生工法	更生工法
K117117003	幹線	亦楽幹線	円形管	ヒューム管	500	61.42	0.9	-2.487	-2.54	無し	J117117003	J117116001	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K117116001	幹線	亦楽幹線	円形管	ヒューム管	500	68.68	2.1	-2.56	-2.706	無し	J117116001	J117116002	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K117116002	幹線	亦楽幹線	円形管	ヒューム管	500	64.95	1.4	-2.721	-2.813	外副管	J117116002	J117116003	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K118115010	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	59.6	4.0	-2.058	-2.296	無し	J118115010	J118115011	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K118115011	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	32.25	2.2	-2.296	-2.367	無し	J118115011	D118115800	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K118115012	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	17.6	2.2	-2.367	-2.406	無し	D118115800	J118115012	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K118115013	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	41.5	1.2	-2.406	-2.454	無し	J118115012	J117115001	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K117115001	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	76.19	2.0	-2.499	-2.654	無し	J117115001	J117116004	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K117116004	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	95.85	0.8	-3.164	-3.242	無し	J117116004	J117116005	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K117116005	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	97.11	0.0	-3.442	-3.445	無し	J117116005	J117116006	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
K117116006	幹線	菖蒲田幹線	円形管	ヒューム管	900	24.02	0.1	-3.57	-3.573	外副管	J117116006	J117116003	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新

人 孔

施設番号	幹線・枝線区分	幹線流域	人孔型式	人孔機能	形状長辺	形状深さ	副管の有無	地盤高		蓋種別	蓋交換種別	蓋交換年月	工事年度	重要な幹線有無	処理分区	更生工法	更生工法
J117117003	幹線	亦楽幹線	1号人孔φ90	中間人孔	900	5.929	副管無し	2.9		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	平成31年03月	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J117116001	幹線	亦楽幹線	1号人孔φ90	中間人孔	900	6.032	副管無し	2.93		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	平成31年03月	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J117116003	幹線	亦楽幹線	3号人孔φ150	会合人孔	1500	8.978	副管有り	3.02		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J118115010	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	中間人孔	1500	4.743	副管有り	1.71		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J118115011	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	中間人孔	1500	4.651	副管無し	1.38		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J118115012	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	会合人孔	1500	4.601	副管無し	1.22		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J117115001	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	中間人孔	1500	4.554	副管無し	1.08		铸铁蓋	未交換	-	昭和54年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J117116004	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	中間人孔	1500	6.579	副管無し	2.44		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J117116005	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	中間人孔	1500	6.927	副管無し	2.51		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新
J117116006	幹線	菖蒲田幹線	3号人孔φ150	中間人孔	1500	7.555	副管無し	3.01		铸铁蓋	鉄蓋及び受枠交換	令和03年02月	昭和53年度	重要な幹線	七ヶ浜第二処理分区	未更新	未更新

令和 7 年度
下水道管路耐震調査業務委託

仕 様 書

令和 7 年 7 月
七ヶ浜町 上下水道事業所

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管渠及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うとともに耐震化工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.6 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、七ヶ浜町の契約約款に定める下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届
- (二) 完了届 (ホ) 納品書 (ヘ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または下水道法に規定された資格及び下水道管路管理技士（総合技士）を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.9 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.10 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に七ヶ浜町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、七ヶ浜町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅延なく報告しなければならない。

1.12 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、七ヶ浜町と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第 2 章 調査

2.1 資料収集

簡易診断業務においては、耐震性能の概略の把握に必要な資料、詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料、詳細設計業務においては、設計計画及び各種計算に必要な資料を収集しなければならない。

これら業務上必要な管渠資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管渠資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管渠諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、簡易診断では 20ha に 1 点程度、詳細診断では管路延長 1,000m につき 3 点程度、詳細設計では対象施設箇所の地質データを収集・整理しなければならない。

ただし、診断対象区域の土質資料が存在しない場合、診断に利用する土質条件の扱いについて七ヶ浜町と協議を行う。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管渠改築更新事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された調査・設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。詳細設計においては、交通規制、支障物件、その他の施工条件等の調査を行わなければならない。

2.3 地下埋設物調査

詳細設計においては、特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

詳細設計においては、道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 現地作業

詳細設計においては、特記仕様書に示された設計対象区域について、管路およびマンホールの構造・寸法、底高、耐震補強位置の横断測定、耐震補強位置の目視調査（腐食、浸入水、ひび割れ等）を行わなければならない。ただし、劣化試験、コンクリート強度試験等の特殊機材を必要とする作業は別途業務とする。

第 3 章 耐震診断調査等一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査等業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と七ヶ浜町は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 調査・設計基準等

調査設計に当っては、七ヶ浜町の指示する図書及び本仕様書第 7 章参考図書に基づき、調査・設計を行う上でその基準となる事項について、七ヶ浜町と協議の上定めるものとする。

3.3 調査設計上の疑義

調査設計上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 調査設計の資料

耐震診断調査における評価、設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第 2 章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書等の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

七ヶ浜町は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管調査、道路台帳、地下埋設管調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 耐震診断（簡易診断）、耐震診断（詳細診断）、及び耐震設計（詳細設計）

- (1) 業務の内容は耐震診断（簡易診断）、耐震診断（詳細診断）、及び耐震設計（詳細設計）に分ける。
- (2) 耐震診断（簡易診断）とは、詳細診断の要否、優先順位を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、原設計条件を照査し、路線ごとの概ねの耐震性能を定性的に評価する業務をいう。
- (3) 耐震診断（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管渠の耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。
- (4) 耐震実施設計（詳細設計）とは、耐震性を考慮した耐震対策工法を選定し、対象施設の耐震詳細設計を行う業務をいう。

第 4 章 耐震診断（詳細診断）

4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

4.2 耐震性能の定量的評価

管渠資料、地盤資料、老朽度記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。

(1) レベル 1 の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）マンホール本体の計算。

(2) レベル 1 及びレベル 2 の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量等）、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホール浮き上がりの計算、目地開口量の検討。

4.3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならない。また、詳細設計に必要な設計内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。

4.4 耐震補強対策の検討

耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的対策計画を検討しなければならない。

(1) 耐震対策の概略検討

屈曲角、拔出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補強構造を概略比較により選定する。

(2) 耐震対策の概算工事費の算出

耐震補強方法・耐震補強構造に対する概算工事費を算出する。

(3) 耐震対策事業計画の作成

段階的な対策計画を検討し、年度別事業計画及び実施工程表を作成する。

4.5 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には調査職員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策平面図

調査対象路線図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(4) 耐震補強対策概略構造図

耐震補強対策概略構造図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は、発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4.6 報告書

報告書は、当該調査に係る取りまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書、耐震補強方法・耐震補強構造の検討、概算工事費、耐震対策事業計画、詳細設計の箇所・内容等を集成するものとする。

第 5 章 照査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施工する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りが無いよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査・設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断（詳細診断）

- (イ) 基礎調査の内容の適切性
- (ロ) 耐震計算結果の妥当性
- (ハ) 耐震補強方法・耐震補強構造の選定結果の妥当性
- (ニ) 概算工事費・耐震対策事業計画の適切性
- (ホ) 詳細設計箇所・内容の適切性

第 6 章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）

図 面 名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き3部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	〃
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	〃
(4) 耐震補強対策概略構造図	1/50～1/100	〃
(5) 報告書		A4・3部
(6) 打合せ議事録		〃
(7) その他参考資料 (老朽度調査記録資料他)		原稿一式
(8) 電子成果品		DVD-R 等記録媒体 3 部

第 7 章 参考図書

7.1 参考図書

業務は下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これ以外の図書（各種対策工法の設計要領書等）を使用する場合は、七ヶ浜町の承諾を得るものとする

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）

- (5) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道管路施設の耐震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (11) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (18) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (19) 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
- (20) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (21) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (22) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (23) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (24) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (25) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (26) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (27) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (28) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (29) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- (30) 宮城県共通仕様書（建設関連業務）
- (31) 宮城県共通特記仕様書（建設関連業務）

特記仕様書（耐震診断）

1. 業務名：令和7年度 下水道管路耐震調査業務委託

2. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「令和7年度 下水道管路耐震診断調査業務委託_仕様書」に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記仕様書による。

3. 業務の対象

- (1) 委託対象施設 管渠 639.17 m
人孔 10基
- (2) 位 置 別添位置図のとおり
- (3) 設計条件項目 設計条件項目表による

設 計 条 件 項 目 表

項 目		設 計 条 件
業 務 期 間		契約日 ～ 令和 8 年 3 月 2 7 日
業 務 場 所		七ヶ浜町湊浜字新田前 地内
報 告 書 作 成		㊥ 無
設 計 協 議		中間打合せ 1 回
詳細診断	延 長	(別紙諸元のとおり)
	調 査 対 象 管 路	雨水・汚水共、合流のみ、 <u>汚水のみ</u> 、雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	㊥ 無
	特 殊 構 造 物	有 ㊦
	耐 震 計 算	㊥ 無 レベル1地震動 , <u>レベル1及び2地震動</u>
	耐 震 診 断 密 度	<u>標準</u> 、標準以外 ()
	調査対象管路の改築	(別紙諸元のとおり)

特記仕様書（調査）

第1条（適用） この特記仕様書は、令和7年度に七ヶ浜町が実施する「令和7年度 下水道管路耐震診断調査業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条（業務目的及び内容） 本業務は、管渠内調査用TVカメラおよび潜行目視により管渠内の状況を調査する作業である。調査項目及び内容は次のとおりである。

○本管内部の状況

- ① 腐食の有無（A、B、C）
- ② たるみの有無（A、B、C）
- ③ 破損の有無（a、b、c）
- ④ クラックの有無（a、b、c）
- ⑤ 継ぎ手ズレ（a、b、c）
- ⑥ 偏平（a、b、c）
- ⑦ 変形（a、b、c）
- ⑧ 浸入水（a、b、c）
- ⑨ 取出管突き出しの有無（a、b、c）
- ⑩ 油脂付着の有無（a、b、c）
- ⑪ 樹木根侵入の有無（a、b、c）
- ⑫ モルタル付着の有無（a、b、c）

注）※1 作業後に蓋が確実に閉められているか必ず確認し作業を終了すること。

※2 雨天時は管内浸入水等の異常が不鮮明となる為、本業務前に施工可否等を調査職員と協議すること。

第3条（関係法規の遵守） 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第4条（地元住民への対応）

- （1）受注者は本業務の履行に先立って、調査職員と調整の上、地元住民に本業務の内容を説明し、理解と協力を求め、本業務の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）受注者は、本業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに調査職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第5条（現場責任者等） 受注者は、現場責任者を選定するにあたり、業務を総合的に把握し、施工管理及び安全管理を円滑に行える者を選定し、現場責任者は現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

現場責任者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理総合技師の資格を有する者とする。

第6条（業務計画書）

- （1）本業務の実施にあたり、作業着手前に作業内容、手順、作業方法、安全対策などを記載した 業務計画書を提出し、これを遵守し委託の履行に当たらなければならない。
- （2）業務計画書には次の事項について記載すること。
 1. 業務概要
 2. 工程表
 3. 現場組織表
 4. 主要使用機械等
 5. 施工方法
 6. 安全管理計画
 7. 緊急時の体制及び対応
 8. 交通管理及び保安上の措置
 9. その他

第7条（業務報告書の作成）

- （1）本業務の調査結果について、指定の調査記録表を作成し提出すること。
- （2）記録写真はカラー写真とし、道路地表面については人孔を含む周囲の全景及び異常箇所、人孔部については人孔蓋の表裏面及び人孔内部の全景（流下状況）と異常箇所、管口部については管口の全景（流出入全て）と異常箇所とする。

第8条（業務中の安全管理）

- （1）作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- （2）豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報等により情報を把握し、工事看板の養生等、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- （3）ガソリン、電気などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- （4）作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、ヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- （5）人孔内点検作業は酸素欠乏症等の事故を防ぐ為、受注者の責任にて有資格者を配置し、事前に酸素濃度及び硫化水素濃度の測定や送風機等による換気を行うこと。
- （6）作業にあたり墜落防止のため必要な安全対策や手足元の確認を常時講じること。
- （7）作業中は、通行者等に作業中であることを標識等で明示し、作業範囲に第三者が立ち入らないよう作業帯を設置する等、安全管理を徹底すること。
- （8）道路上での作業は道路使用許可証を携帯し、交通誘導員を適切に配置すること。
- （9）受注者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、調査職員及び関係機関に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(10) 作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第9条（疑義） 受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査職員と協議すること。